

条件付一般競争入札公告

下記工事について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和7年7月29日

愛知郡広域行政組合 管理者 小椋 正清

1 工事概要等

(1) 工事名

令和7年度 改良第11号
老朽管布設替工事(川原第1工区)
(以下「対象工事」という。)

(2) 工事場所

愛知郡愛荘町川原地先

(3) 工期

契約締結日から令和8年3月23日まで

(4) 工事概要

仮設工事

・SUS管 口径100ミリメートル L=56.4メートル

本管布設替工事

・HPPE 口径200ミリメートル L=19.2メートル

・HPPE 口径100ミリメートル L=13.2メートル

支管布設替工事

・HPPE 口径100ミリメートル L=166.7メートル

・HIVP 口径100ミリメートル L=6.1メートル

(5) 予定価格

事後公表とする。

(6) 最低制限価格

有り

2 入札参加に必要な資格に関する事項

対象工事の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。

なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「入札公告の日」とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 令和7年度愛知郡広域行政組合入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に次のとおり登録されている者

ア 登録における参加希望工事種別が「土木一式工事」である者

イ 登録における本社又は営業所の所在が東近江又は湖東土木事務所管内である者

(3) 基準日において1年7月を経過（通知日）しない最も新しい経営規模等評価結果通知書の「土木一式工事」又は「水道施設工事」のいずれかの総合評定値（P）が次のとおりの者

ア 本社又は営業所の所在が給水区域（旧愛知郡）管内である者 600点以上

イ 本社又は営業所の所在が東近江又は湖東土木事務所管内である者 800点以上900点未満

(4) 会社更生法（昭和27法律第172号）に基づき更正手続開始の申し立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされて

いる者（更正手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

- (5) 水道事業者発注の上水道管理設工事について、元請けとして（企業体の場合は代表者として）1件が2,000万円以上（企業体は出資割合が20%以上の場合に限る）の工事を完成させた実績を有する者
 - (6) 本工事については、次の資格を有する者を配置できること。
 - ア 一級又は二級土木施工管理技士の資格、又は一級又は二級管工事施工管理技士の資格、又はこれらと同等以上の資格を有する者
 - イ 水道配水用ポリエチレン管（融着管）の施工に必要な資格を有する者なお、届出のあった技術者は原則、変更することはできない。
また、現場における配置予定技術者の複数を認めない。
 - (7) 基準日において、滋賀県建設工事等指名停止基準（平成7年4月1日）第2条第1項及び愛知郡広域行政組合建設工事等指名停止基準（平成19年告示第6号）第2条第1項に基づき指名停止の措置を講じられている期間中でない者。
 - (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (9) 土木工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者
- 3 入札参加資格申請
- 入札参加申請者は、次に掲げる書類（以下「技術資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- なお、期限までに技術資料を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加できないものとする。
- また、入札資格が有ると認めた者であっても、入札期日に資格要件を満たしていないときは、入札に参加することができない。
- (1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書
 - (2) 経営規模等評価結果通知の写し（基準日の1年7月前の日以降の日を審査基準日とするもので最新のもの）
 - (3) 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者調書
 - (4) 調書には、配置予定の現場代理人、主任（監理）技術者名簿を記入し、これらの者の免許等の写し並びに直接的かつ恒常的に雇用関係にあることを証するもの（健康保険被保険者証又は社会保険標準月額決定通知書等）の写しを添付のこと。
 - (5) 工事実績調書
- 調書には、資格要件の工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（契約履行証明書等）を添付のこと。
- 4 入札参加資格審査等
- (1) 技術資料の提出があった者の中から要件を審査し、対象工事の競争入札に参加できる者を選定する（以下「入札参加者」という）。
 - (2) 技術資料を提出した者のうち、対象工事の入札に参加できない者のみにその理由を付して書面により通知する（以下「入札参加不適格通知」という）。
 - (3) 「入札参加不適格通知」は、令和7年8月18日（月）に通知（電話及び郵送）する。
- 5 参加資格申請資料の配布及び提出
- 参加資格申請資料の配布及び提出は次のとおりとする。
- (1) 配布期間及び配布場所
 - ア 期間令和7年7月29日（火）から令和7年8月7日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の執務時間中

- イ 場所
東近江市鯉江町1676番地
愛知郡広域行政組合 水道事務所（1階 事務室）
電話 0749-46-0168または、ホームページ <https://www.echi-kouiki.jp/>
- (2) 提出期間、提出場所及び方法等
 - ア 期間 前項の(1)に同じ
 - イ 場所 前項の(1)に同じ
 - ウ 方法 持参（郵送又は電送は受け付けない）
 - エ 提出書類の作成等技術資料は指定様式で作成し、全てを1冊に袋とじする（申請書表封印箇所を押印）。
 - オ 提出部数 1部
 - カ 技術資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。
 - キ その他提出された技術資料は返却しないが、入札参加資格の審査以外に無断で使用しない。
また、提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 6 設計図書の閲覧等
 - (1) 設計図書は、下記により閲覧に供する。
 - ア 期間 令和7年8月20日（水）から令和7年8月21日（木）まで
 - イ 場所 愛知郡広域行政組合 水道事務所（1階 事務室）
 - (2) 仕様書等は、当該入札参加者に次のとおり引き渡す。
 - ア 期間
令和7年8月20日（水）から令和7年8月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの執務時間中。
 - イ 場所
愛知郡広域行政組合 水道事務所（1階 事務室）
 - ウ その他
データとして記録媒体（CD-R）で配布しますので、交換用の記録媒体を持参して下さい。
- 7 設計図書等に対する質問
設計図書等に対する質問は次のとおり行う。
 - (1) 受付期間
令和7年8月25日（月）正午まで
 - (2) 提出方法
指定様式により直接持参すること（郵送又は電送は受け付けない）。
 - (3) 提出場所
東近江市鯉江町1676番地
愛知郡広域行政組合 水道事務所（1階 事務室）
電話 0749-46-0168
 - (4) 回答
入札参加者に対し令和7年8月28日（木）の午後5時までにFAXで回答する。
- 8 契約条項を示す場所
愛知郡広域行政組合 水道事務所（1階 事務室）において縦覧する。
- 9 現場説明会
現場説明会は行わない。
- 10 入札執行の日時、場所及び入札の方法
 - (1) 日時 令和7年9月2日（火）午前10時00分～
場所 東近江市小八木町16番地
愛知郡広域行政組合 総務課（3階会議室）
 - (2) 方法等

- ア 郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がでたときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書記載金額は消費税及び地方消費税を除く）。
- ウ 入札書は封筒に入れて入札する必要はない。
- エ 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応する指定様式の積算内訳書を提出すること。
なお、記載内容は内訳明細を集計した工種ごとの金額を明らかとすることとし、内訳明細書及び単価表は省略することができる（提出された積算内訳書は開示することがある）。
- オ 入札執行回数は3回までとする（2回目以降の入札においては、積算内訳書は要しない）。
- カ 入札時提出書類
- ① 誓約書
 - ② 委任状 代理人が入札する場合に限る。
 - ③ 積算内訳書
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
当該入札において落札した者は、契約に当たって契約金額（消費税及び地方消費税相当額含む。）の100分の10以上の契約保証金、又はそれに代わる担保を納めなければならない。
- 12 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 13 契約
- (1) 契約書作成の要否 要
- 14 支払条件等
- (1) 愛知郡広域行政組合建設工事執行規則（平成6年規則第7号。以下「愛知郡広域行政組合執行規則」という。）第29条に基づく前払金の率は、10分の4とする。
- 15 入札の無効等
- (1) 本公告に示した競争入札において、必要な資格の無い者、虚偽の記載を行った者及び入札時点で「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札は無効とする。
 - (2) 落札候補者の積算内訳書の計算間違い、積算合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札書記載金額との相違は「無効」とする。
 - (3) 一括下請負は禁止する。
- 16 その他
上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同法施行令並びに愛知郡広域行政組合財務規則、愛知郡広域行政建設工事入札執行要領の定めによる。